

平成 27 年度第 1 回愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散防止に関する地域課題WG
議事概要

<スケジュールについて>

- ・制度・仕組み作りに向け、本ワーキングの守備範囲と必要なことの整理を今年度中に行い、来年度は制度化のための課題整理を行ってほしい。(iBo)

<本WGの目的・検討対象について>

- ・世界遺産の生態系に悪影響を及ぼす動物には、エキゾチックアニマル、水生生物、甲殻類もある。検討対象は広く設定した方がよい。(iBo)
- ・科学委員会下部 WG で扱いきれない、植物、鑑賞魚に付随して導入される水草や・人獣共通感染症等への対応も求められる。科学委員会下部 WG との分担を明確に整理しておく方がよい。(iBo)
- ・愛玩動物と産業用動物の端境の動物を村が直接把握する方法がなく、課題である。(獣医師会)
- ・ワーキングの守備範囲は、遺産価値に関するものに限定するのか、人間生活や産業に影響するものも含むのか。(iBo)
- ・目的を明確にし、本ワーキングで扱わないテーマについては、受け皿を説明できるよう交通整理しておくのがよい。(観光協会)

⇒本WGでの検討は遺産価値の保全の観点で、生態系被害に影響を及ぼす種類に絞る方がよいと感じている。検討の過程では人の健康や産業への影響も議論するが、本ワーキングの成果としては、生態系へ被害を与えるものを中心に整理したい。(村環境課)

- ・全ての生き物が生態系に負荷をかけ得るので、本 WG の守備範囲は、小笠原における被害が想定される事例に限定するのでもよいかと思う。(獣医師会)
- ・対象範囲の検討にあたっては、対象生物の生活・産業面への影響を打ち出すことで理解・協力を得られやすくなることも考慮する必要がある。(村産観課)
- ・人の生活への影響という側面を絡めなければ運用しにくいと思うので、範囲を拡大してもよいと思う。(iBo)

⇒全ての対象を同じレベルで管理するのではなく、分類群ごとに、普及啓発—登録制—法律・条例による規制等、段階的な管理を想定している。基本的には遺産管理の文脈で被害防止の考え方を整理するが、派生する議題として人の生活への影響も考慮したい。普及啓発の際には、生活への影響も含めて周知する必要があると認識している。(村環境課)

- ・小笠原は日本の他の地域からの持ち込みでも被害が想定されるので、国内由来の外来種の問題は小笠原独自で検討する意義がある。(環境省)
- ・実効性を持った対策が行えることが重要である。村民との信頼関係の構築が大切と思う。人や産業への被害を与える動物も対象に含めるか否かは、時間をかけて議論すべきかと

思う。(獣医師会)

<普及啓発について>

- ・外来生物を小笠原に持ち込んでほしくない理由を島民、特に子どもたちにも説明することを念頭に置いて啓発をはかってほしい。(観光協会)
- ・ペットルーム利用料金の高さが島へペットを持ち込む抑止力になるとは考えにくい。島内で放さない等、最初の情報提供が大事なので、本WGでも啓発について議論してほしい。(獣医師会)
- ・小笠原の在来生物は免疫・耐性ができおらず、脆弱な生態系であることを住民によく理解していただき、対策の必要性を啓蒙することが重要である。(獣医師会・母島)
- ・普及啓発にあたっては、動物飼養者以外の意見も聞いてほしい。(獣医師会)

<情報整理について>

- ・既存の法制度について、努力義務なのか、罰則規定があるかを明確にして整理してほしい。(iBo)
- ・過去に導入実績のある動物について、戦前を含めた過去の情報についても収集してほしい。(iBo)
- ・本 WG の検討範囲外であるネコとイヌについても、出入り状況は把握してほしい。ペットルームを利用しない動物への持ち込み状況、保管方法の把握が今後の課題である。(iBo)
- ・ははじま丸でのペットの運搬状況も把握するべきである。(飼い主の会)

<対策の基本的考え方について>

- ・分類群名だけではイメージがわからないため、もう少し具体的な例を示す方がよい。(iBo)
- ・軟体動物やサンゴ等にも注意が必要である。甲殻類・貝の仲間等も「その他の生き物」として列記いただきたい。(iBo)
- ・ネコ以外の動物についても条例化が必要だと思う。(獣医師会・母島)
- ・対象動物による直接の影響だけでなく、動物を宿主とする寄生虫の危険性も認識する必要がある。(獣医師会・母島)
- ・対象生物をリスクの大ききで分類し、リスクの大小に従って、制限手法も段階的に整理するのがよい。おがさわら丸に乗船時の申告制も一つのブロックになると思う。(野生研)
- ・全ての動物を届け出制にする前提で議論し、どのようなことができるか具体的にイメージしながら可能性を検討するのがよいと思う。(観光協会)
- ・情報を全部把握するかどうかによって分類群に対する対応が変わる。完全に把握するならば、どうコントロールするかの話になる。全てを把握するのが難しければ、普及啓発にシフトするという方針がよいと思う。(環境省)

- ・島外から持ち込まれる生物の対策だけでなく、島内で既に蔓延している外来生物が未侵入の場所に遺棄される問題をどこまで扱うのかも考慮する必要がある。(iBo)

<マイクロチップによる飼育状況把握について>

- ・小笠原に関しては、持ち込まれたり、飼育される動物全てにマイクロチップの埋め込みを規定する方法もあると思う。(獣医師会)
- ・総論的に話を進めていただきたい。全ての移入動物を登録制とし、村が管理する方針としてほしい。可能な限りマイクロチップで管理するのが一番よい。(獣医師会・母島)
- ・マイクロチップ装着は、迷子になった動物を発見しやすくする目的だけではなく、飼い主に対する適正飼養の啓蒙指導にもなる。(獣医師会・母島)
- ・魚類より大きな動物にはマイクロチップを挿入することとすれば話はスムーズだ。(獣医師会)

<小笠原版ブラックリストの作成について>

- ・環境省作成の「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」から、小笠原で飼育する可能性があるもの、かつて持ち込まれたことがあるものを抜粋して小笠原版ブラックリストを作るのがよいのではないか。(iBo)
- ・外来種による被害に関する科学的知見は、環境省の生態系被害防止外来種リストの添付書類で危険性に関する情報が整理されているのでそれを参照すればよい。各分類群にリストと照合し、漏れがないか確認することを提案する。(iBo)
- ・科学委員会下部のワーキングでもブラックリストを作成するため、本ワーキングでは小笠原で飼育される可能性の高い動物に限ってもよいと思う。(環境省)

<ペットの持ち込み規制について>

- ・どの時点でペットの持ち込み制限をかけるかが重要である。情報把握の前に、持ち込み制限の普及啓発が行われることが重要である。観光客を想定した時系列でわかりやすい図も用意していただきたい。(iBo)

⇒対象範囲について、分類群毎にするか、環境省のブラックリストから小笠原にリスクがあるものをリストアップして種ごとに検討するのかは、内部で再検討する。総論的に全ての動物を登録制にするのはシンプルな方法だが、住民に理解・納得いただいた上で制度を受け入れていただく必要があるため、意見交換会の場でもペットの飼養に関し許容可能な制限内容をうかがい、普及啓発の方法についても今後検討する。(村環境課)

以上

平成 27 年度第 2 回愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散防止に関する地域課題 WG 議事概要

<WG の成果イメージについて>

- (事務局より、「小笠原村における愛玩動物対策の基本的考え方」をとりまとめ、行政の施策検討に反映していくことを提案し、基本的考え方の「骨子案」を提示。)
- ・基本的考え方の冒頭に、目指す愛玩動物との共生の姿・理念を文言で明記する必要がある。小笠原の住民が愛玩動物と共生する姿について合意形成を行い、愛玩動物と一緒に暮らすことを容認すること、「飼い主の責務」を共通認識することが重要である。(iBo)
- ・「基本的考え方」を一般向けに読んでもらえるものにするならば、平易な文章に書き換え、海洋島という特殊な環境の説明から始める必要がある。(iBo)

<本WG の検討範囲について>

- ・イヌ・ネコは愛玩動物 WG の中心的な対象となるべきで、かつ先行事例となっていることから、これまでイヌ・ネコで行われてきた取り組みを基本に、他のペットへの対策を組み上げていくべき (iBo)
- ・村の検討する対策の枠組みからあぶれるものは、法律等その他の規定を所管する各機関へ割り振っていくということを、科学委員会等の検討の場で明確に意思表示していく必要がある。(iBo)
- ・外国船の入港に伴うペット等の持ち込みに対しては、所管する機関に報告し、早急な対処を求めていく必要がある。(iBo・獣医師会)
- ・観光客や一時滞在者が持ち込む生物群は、本ワーキングでは扱いきれないので、科学委員会下部 WG 等、別の場所で議論するのがよいのではないか。(iBo)

<島内に持ち込まれようとする動物の情報収集について>

- ・島内に入ろうとする動物情報の拾い上げは本 WG で考えていくべきである。(獣医師会)
- ・島内への持ち込みを事前に抑止する方法の検討が必要ではないか。(飼い主の会)
- ・情報把握の仕方についても具体的にワークしたい。(飼い主の会)

<普及啓発について>

- ・実際にどのような経路で愛玩動物が島に入っているのか、まわってきているのかを図で示す必要がある。(iBo)
- ・島内に既に持ち込まれているものを島内の他の場所に移動させるといった問題等もあり、情報把握が必要である。(iBo)
- ・飼い主の会としても愛玩動物と共生する方向を望んでいる。飼い主は自分の飼っている愛玩動物で小笠原の自然を壊してはいけないという意識は高い。飼養して危険な動物種

が何なのか、どのように危険なのか、専門家の見地から端的に知らせてほしい。(飼い主の会)

<WGの検討の進め方について>

- ・愛玩動物との共生を目指して動いていることを今一度、各機関・各人が再確認する必要があり、そのためにはWG以外の場を設定する必要があるかもしれない。(iBo)
- ・この場にいる人は全員当事者なので、ファシリテーターを入れるで議論すべきである。
- ・生態系影響だけでなく、人間にとってどんなリスク、デメリットがあるのかという社会的な影響も、生態系影響と同じ比重で重要である。本WGのメンバーで問題提起できるのは、社会的影響の部分だと思う。(観光協会)

<小笠原版ブラックリストの作成について>

- ・科学委員会下部の新たな外来種WGで作成するリストを参照し、愛玩動物の視点から見て、管理の仕方を考えていくのがよい。(iBo)
- ・科学委員会下部WGで作られたリストを本WGで精査し、過不足を確認すべきである。他の場所では生態系影響の少ない動物でも、小笠原の生態系に放たれたら駆除は難しいと思われるものがある。(獣医師会)
- ・過去の飼育実績等の情報を含めて見直し・確認を行うのがよい。(飼い主の会)
- ・ブラックリストは中身が厚いほど使えるものだと思う。愛玩動物は基本的にはすべて登録や申請を行うことを前提とするが、新たに入ってこようとする動物について、リストを参照し、リスクの度合いをはかるという使い方を考えるものかと思う。その中でも特に抽出したものは、普及啓発に使うものと思う。(観光協会)
- ・リストに掲載された動物について、「絶対に島に持ち込んではいけないもの」、「適正な飼養方法をとれば持ち込みを認めるもの」等いくつかの段階に分けて扱い方を考えていくのがよい。(iBo)
- ・ブラックリストは一般島民向けではないため、一般島民向けに、小笠原に侵入した時の影響を分類群ごとに絵と文章で説明したものを作成することが重要である。(iBo)

<分類群毎の管理の考え方について>

- ・管理手法の中に「リスクの確認」の項目も入れる必要がある。(iBo)
- ・議論の対象を、「島民が飼養する生活に密着した愛玩動物」とするならば、イヌ、ネコは本WGの議論対象の範囲内、中心に位置づけられるべきで、現在の飼養方法でよいのか等を議論すべきだと思う。(iBo)
- ・ノネコとノイヌのの先行事例を参考に、これまで蓄積した方法・スタイルをいかに他の愛玩動物にあてはめていけるかを考えていく方法がよいのではないか。(iBo)

以上